

「大学入学共通テスト実施方針(追加分)」運用ガイドライン公表

河合塾

2019/4/11

文部科学省は、2018年8月に公表した「大学入学共通テスト実施方針(追加分)」で示した「大学入試英語成績提供システム」参加試験の成績活用に関する例外措置について、運用ガイドラインを公表した。

■英語成績提供システム参加試験結果活用の例外措置

2021年度入試より、英語4技能を評価するにあたり民間事業者等が運営する資格・検定試験を大学入試で活用するために、新たに大学入試センター内に大学入試英語成績提供システムが設置される。このシステムへの参加試験の成績の結果を活用する際には「原則、高校3年の4～12月の間の2回までの成績」とされたが、2018年8月に文部科学省より「大学入学共通テスト実施方針(追加分)」が公表され、成績結果の活用における例外措置が示された。以下の囲みはその内容である。

このたび公表されたのは、その例外措置の具体的な対象者の範囲や活用できる試験の範囲などである。以下、その内容についてポイントをまとめる。

大学入学共通テスト実施方針(追加分)(2018年8月公表)で示された例外措置

1. 高校2年時に大学入試英語成績提供システム参加試験(以下、参加試験)を受検し、文部科学省が公表しているCEFR対照表のB2以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校3年の4月から12月の2回に代えて、その結果を活用することができる。
 <負担を軽減すべき理由>
 ① 非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
 ② 離島・へき地に居住または通学していること
2. 受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の4月から12月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
3. 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
4. 既卒者については、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
5. 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないよう取り扱うこととする。

■高校2年時の取得成績の利用可能者と代替試験

例外措置1では経済的、地理的負担軽減の観点からやむを得ない場合の高校3年生について、高校2年時に取得した成績を利用できるとしている。その際、CEFRでB2以上に該当する結果を有する者という条件がついている。今回、該当する者の具体と2020年度に実施される2021年度大学入学選抜において活用が認められる試験が明らかになった。

負担を軽減すべき理由の①「非課税世帯であるなど経済的に困難」な者の範囲は、高校2年生相当の学年の7月1日時点で国内に住民票を有し、住民税所得割非課税世帯に該当する者としている。

【図表1】例外措置1で活用が認められる試験(2019年度実施文)

資格・検定試験名
ケンブリッジ英語検定
C2 Proficiency
C1 Advanced
B2 First for Schools
B2 First
B1 Preliminary for Schools
B1 Preliminary
TOEFL iBT®
IELTS (アカデミック・モジュール)
TOEIC® Listening & Reading Test及びSpeaking & Writing Tests
GTEC (CBT)
TEAP
TEAP CBT
実用英語技能検定
準1級(英検2020 1day S-CBT)

※文部科学省資料より

※資格・検定試験実施主体名は割愛

②「離島・へき地に居住または通学していること」の範囲も離島振興対策実施地域など具体が示された。対象地域は、大学入試センターのHPにリストが公表され確認できる。

なお、2021年度大学入学者選抜においては、2019年度に実施する試験の結果を活用できる。活用が認められる試験は参加試験と同種同名の試験で、成績提供システム参加要件に示される試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための要件を満たす試験とされている。

具体的な試験の種類・名称は【図表1】の通りである。実用英語技能検定（以下、英検）の「英検（従来型）」と「英検C B T（準1級）」、「IELTS（ジェネラル・モジュール）」、「IELTS for UKVI」、「Computer Delivery IELTS」は認められないほか、「GTEC(Advanced)」についても、2019年度は参加試験の要件である「試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策の公表等」を満たしていないため、対象外となっている。

【図表2】例外措置2で活用できる海外の同種同名試験

資格・検定試験名
ケンブリッジ英語検定
C2 Proficiency
C1 Advanced
B2 First for Schools
B2 First
B1 Preliminary for Schools
B1 Preliminary
A2 Key for Schools
A2 Key
TOEFL iBT®
IELTS（アカデミック・モジュール）
IELTS for UKVI（アカデミック・モジュール）

※文部科学省資料より
※資格・検定試験実施主体名は割愛

Writing Tests」についても、海外における実施については対象外となっている

■海外在住者の該当条件と代替試験

例外措置2における一定期間海外に在住していた者については、受検年度の4月1日から12月1日までの間に海外に在住していた期間が通算120日以上の場合が該当する。この120日は連続した期間である必要はないため、海外に在住中に一時帰国した場合でも、海外に在住している期間が合計で120日以上であれば対象に含まれる。

具体的な試験の種類・名称は【図表2】の通りである。「IELTS（ジェネラル・モジュール）」、「IELTS for UKVI（ジェネラル・モジュール）」、「Computer Delivery IELTS」は認められないほか、「英検」、「TOEIC® Listening & Reading Test 及び TOEIC® Speaking &

■入院していた者の該当条件と代替が認められる試験

例外措置3の病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者で、特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の4月1日から12月1日までの期間中、病気やけがにより入院していた期間が通算90日以上のもので、かつ、受検年度に共通IDを記入して受検した試験結果が2回に満たない者が対象となる。例えば、高校3年生であれば、高校2年次の同種同名試験1回、高校3年次の参加試験1回という活用パターンが可能となる。また既卒生であれば、前年に共通IDを用いて受検した参加試験の成績（最大2回分）を当年分の成績として利用できる。

具体的な試験の種類・名称は【図表3】の通りである。例外措置1と同様に「英検（従来型）」、「英検C B T（準1級）」、「IELTS（ジェネラル・モジュール）」は認められないほか、「GTEC(Advanced, Basic, Core)」は2019年度では対象外となっている。

【図表3】例外措置3で活用が認められる試験(2019年度実施文)

資格・検定試験名
ケンブリッジ英語検定
C2 Proficiency
C1 Advanced
B2 First for Schools
B2 First
B1 Preliminary for Schools
B1 Preliminary
A2 Key for Schools
A2 Key
TOEFL iBT®
IELTS（アカデミック・モジュール）
TOEIC® Listening & Reading Test及びSpeaking & Writing Tests
GTEC（CBT）
TEAP
TEAP CBT
実用英語技能検定
準1級（英検2020 1day S-CBT）
2級（英検CBT、英検2020 1day S-CBT）
準2級（英検CBT、英検2020 1day S-CBT）
3級（英検CBT、英検2020 1day S-CBT）

※文部科学省資料より
※資格・検定試験実施主体名は割愛

■2020年度の既卒者は前年度結果の利用不可

例外措置4における既卒者は、受検前年度に共通IDを記入して参加試験を受検している者である場合に、前年度の試験結果を活用できるとした。しかし、2020年度の既卒者（2019年度の高校卒業生）については、成績提供システムの運用が開始していないため、2019年度に参加試験と同種同名の試験を受検しても、その試験の成績は対象外となる。

また、例外措置5における障害のある受験生の試験結果の表示例については後日公表予定とされた。